

月額（円）

階層	4月から 6月まで 及び9月 から3月 まで	7月			8月	
		夏期休業 日を含む 場合	夏期休業 日を除く 場合	夏期休業 日に限る 場合		
1	生活保護 世帯	0	0	0	0	
2	市民税所 得割合算 額非課税 世帯	1,800	2,800	1,200	1,600	4,800
3	市民税所 得割合算 額所得割 課税額 10,000円 以下の世 帯	3,700	5,600	2,400	3,200	9,600
4	市民税所 得割合算 額 10,001円 以上の世 帯	5,600	8,500	3,700	4,800	14,400

備考

- 1 階層区分については、4月から8月までの間にあつては、前年度の保護者の市民税所得割合算額、9月から3月までの間は、当該年度の保護者の市民税所得割合算額とする。
- 2 預かり保育料は、日割り計算を行わない。